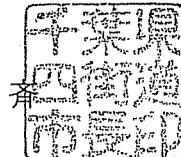


廃 第 5 4 号
平成27年3月23日

みそら自治会

会長 中 村 信 正 様

四街道市長 佐 渡



今後のごみ処理の取り扱いについて

早春の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、市は、平成25年7月8日に今後のごみ処理の取り扱いにつきまして協議のお願いをさせていただきました。以来、貴職におかれましては、ご多忙な自治会運営業務に並行しながら本件に関わる自治会員の総意を取りまとめていただくため、必要な情報の会員への周知やアンケートによる意向調査、市主催タウンミーティング開催へのご協力、その他様々な取組みをされつつ去る2月1日にはごみ処理施設問題に関する会員による直接投票を実施されました。これまでの間、貴職はじめ執行を担う皆様方におかれましては、多大なご尽力とご労苦を重ねられ深く感謝を申し上げる次第です。

貴自治会における直接投票の結果につきましては、市のお願いが受け入れられずに誠に残念でございます。しかしながら、このたび、平成27年3月12日付で貴職から回答がございましたので、貴自治会の総意として厳粛に受け止めております。

貴職からの回答書にて要請のありました件につきましては、下記のとおりご回答いたします。

なお、平成25年7月8日付け文書記述内容と重複いたしますが、貴自治会のご理解とご協力により締結させていただいております協議書、協定書、確認書にて規定しているごみ処理施設の操業期間については履行することができず、4月1日以後も操業しなければならなくなり誠に申し訳ございません。今後、貴職と下記事項の話し合いを進める中で解決を図るべく努力してまいる所存でございます。今後とも本市ごみ処理行政に対しましてご理解とご協力を願い申し上げます。

記

1 「協議書・協定書、及び確認書に基づき、現行施設の速やかな移転を求める。」について

市が協議書・協定書・確認書を履行するにあたり、貴自治会が求める「速やかな移転」についての期間設定等を伺いながら今後協議させていただきます。

2 「市に対して、現行施設の操業停止を実現する対策を自治会に示すよう求める。」について

前項（記1）の期間設定により、現行施設の操業停止を実現する対策が多種多様となることから、前項（記1）と並行し検討させていただきます。

3 「平成27年4月1日以降、現行施設の操業停止が実現するまでの期間について、確認書に基づく違約補償の協議に入る。」について

確認書2（6）の規定に基づく協議には真摯に対応します。つきましては、具体的な補償内容を伺いながら今後協議させていただきます。